

## 中国新法令速報（2020年7月号）

## 第1、2020年6月に新たに発布された重要規定の概要

2020年6月には、外商投資企業の生産経営に比較的大きな影響を及ぼしうる新たな規定が発布されており、詳細については下表を参照されたい。

番号	規定の名称	発布機関	発布日	内容の説明
1	2020年度立法業務計画	全国人民代表 大会常務委員 会	2020年6月1 日	全国人大常委員会は、現下における社会の需要に基づき、2020年度立法業務計画を発布し、《個人情報保護法》の制定、《特許法》及び《著作権法》の改正、《輸出管理規制法》及び《データセキュリティ法》の制定などの業務を重点的に推進することを予定している。これらの規定の制定又は改正は外資企業の生産及び経営活動に対し重大な影響意義を有するものである。今後も関連する立法の動向を引き続き注視していく予定である。
2	新型コロナ肺炎感染流行にかかわる民事事件を法により適切に審理することに係る若干の問題に関する指導意見 (三)	最高人民法院	2020年6月8 日	新型コロナ肺炎感染流行にかかわる渉外商事・海事紛争などの事件を法により適切に審理し、現時点での審判の実際を踏まえて、最高人民法院が指導意見を発布した。この意見により、外国の企業又は組織が感染流行又は感染対策措置に起因して適時に公証、認証又は関連する証明手続を行えない場合、人民法院が法により許可し、かつ事件の実際状況を踏まえ状況を斟酌した上で合理的な延長期間を確定すべきことが明らかにされている。また、中国の領域外で形成される証拠について、当事者が感染流行又は感染対策措置の影響を受けて所定の挙証期限内に提供できないことを理由に挙証期限の延長を申請した場合において、審査を経て理由が

				成り立つときは、これを許可し、挙証期間を適切に延長すべきことなどが具体的に定められている。感染流行期間における国を跨る民事商事訴訟紛争にとって、重要な指導的意義を有するものとなっている。
3	規則違反による企業関連の費用徴収を断固として取り締まり企業負担を的確に減輕することに関する通知	国家市場監督管理総局	2020年6月9日	<p>企業関連の費用徴収に対する監督管理を強化し、企業に対する恩恵政策の具体化を保障し、かつ、中小企業に対する感染症流行の影響を減少させるため、国家市場監督管理総局はこれに相応する通知を發布した。当該通知では、下記の重要分野及び重要環節における費用徴収をめぐって取締業務を展開することが明らかにされている。</p> <p>(1) 港湾、検査検疫などの輸出入環節における費用徴収 (2) 商業銀行などの企業融資に関連する費用徴収 (3) 電気・ガス供給などの公共事業に係る費用徴収 (4) 道路、鉄道などの物流分野における費用徴収 (5) 行政審査認可仲介サービス、業種協会に関連する費用徴収</p>
4	《商標権利侵害判断標準》の印刷發布に関する通知	国家知的財産権局	2020年6月15日	<p>当該通知では、商標権侵害を構成するか否かを判断する場合、通常は、権利侵害嫌疑行為が商標法の意義上での商標使用を構成するか否かについて判断する必要があることが明らかにされており、また、商標法の意義上での商標使用の形式について列举型の規定が行われている。このほか、当該通知では商標法に定められた近似、類似などの商標権利侵害行為について具体的な規定が行われており、商標権利侵害事件において外資企業が自らの適法な知的財産権に係る権益を維持保護するために重要な参考意義を有するものになっている。</p>
5	企業社会保険料の段階的減免	人的資源・社	2020年6月	企業、特に中小型・零細企業がリスクに

	政策の実施期間延長などの問題に関する問題	会保障部、財政部、税務総局	22日	対応し、難局を乗り越えるのをより一層に支援し、かつ、企業及び低収入保険加入者の今年の保険料納付負担を軽減するため、3つの部門が共同で当該通知を發布した。当該通知では、中小型・零細企業の三項社会保険料の単位負担部分免除政策の執行を2020年12月末まで延長することが明らかにされている。各省（湖北省を除く）の大型企業などその他の保険加入単位（機関事業単位を含まない、以下同様）の三項社会保険の単位負担部分を半減して徴収する政策は、その執行が2020年6月末まで延長される。感染流行の影響を受けて生産経営に深刻な困難が生じた企業については2020年12月末まで引き続き社会保険料の納付が猶予され、納付猶予期間中は延滞金の免除などの便宜措置が継続される。
--	----------------------	---------------	-----	--

## 第2、《民法典》物権編に関する簡単な解説

前回の《民法典》契約編に関する解説において、今回の《民法典》では担保制度について数か所の改正が行われていることを簡単に説明した。現在、日系企業を含む多くの企業が債権回収における困難に直面しており、債権回収リスクを軽減するには担保設定が最も有効な手段の一つとなっている。したがって、《民法典》物権編の解説では、まず、物権編と現行の担保制度を比べた場合の変化に焦点をあてることとする。

### 1. 抵当権と賃借権が併存する場合の処理

現行《物権法》第190条は「抵当契約を締結する前に抵当財産が既に賃貸されている場合には、もとの賃貸借関係は当該抵当権の影響を受けない。抵当権設定後に抵当財産が賃貸された場合には、当該賃貸借関係は、既に登記されている抵当権に対抗することができない。」と定めている。上記条項のうち、「既に賃貸されている」ことについてどのように認定するかについては定めがない。実務では、抵当権設定者と賃借人が悪意により通謀し、賃貸借契約を遡って締結する方法によって抵当権者の利益を損なう状況が比較的容易に発生しうる。

これに対して《民法典》第405条は「抵当権設定前に抵当財産が既に賃貸され、かつ移転して占有さ

れている場合には、もとの賃貸借関係は当該抵当権の影響を受けない。」と定めている。当該条項には「移転して占有する」という条件が追加されており、抵当権者は抵当権設定時に賃貸借物の状況を確認する方法によって、ある程度、上記のリスクを回避することが可能になっている。

## 2. 「代金債権抵当権」について

《民法典》第 416 条は「動産抵当担保の主債権が抵当物の代金であり、目的物が交付された後 10 日以内に抵当登記を行った場合には、当該抵当権者は抵当物購入者の他の担保物権者よりも優先して弁済を受ける。ただし、留置権者を除く。」と定めている。

これは全く新しい制度であり、その目的は販売者の利益を保障することであり、所有権留保制度以外に新たな選択肢を販売者に与えるものである。ただし、当該条項を適用するには、(1) 抵当権担保の内容が抵当物の代金であること、かつ (2) 目的物の交付後 10 日後に抵当登記を行わなければならないこと、という厳格な条件がある。上記の厳格な条件による制限のため、この条項の実質的効果は非常に限定的なものになるであろうという意見が多い。しかしながら、例えば、長期間にわたって分割払いが行われる大型設備の売買などといった特定の状況のもとでは、この条項はなおその実質的意義を持つはずである。

## 3. 担保契約の範囲が非限定的であることを明確化

《民法典》第 388 条は「担保物権を設定する場合には、本法及びその他の法律の規定により担保契約を締結しなければならない。担保契約には、抵当契約、質契約及び担保機能を有するその他の契約が含まれる。担保契約は主債権債務契約の従契約である。主債権債務契約が無効になった場合には、担保契約も無効となる。ただし、法律に別段の定めがある場合を除く。」と定めている。

上記条項では、担保契約には抵当契約、質契約以外の「担保機能を有するその他の契約」が含まれることが明らかにされている。当該条項に基づく、所有権留保売買契約、ファイナンスリース契約、ファクタリング契約などの実際によく見かける、担保機能を有する各種の契約にも、担保契約の関連規定を統一的に適用することができる。当該統一は、担保制度の完全化に資するものであり、より一層、取引の安全保障が図られることが予想される。

## 4. 抵当流れ、質流れの効力に対する改正

担保契約の締結時、債務者は経済的に弱い立場にあることが多い。債権者が暴利を得るために事前に優位的な立場を利用してより低い価格で財産を譲渡するよう債務者に迫ることを回避するため、抵当流れ、質流れといった条項はこれまで立法によって禁止されていた。現行の《物権法》第 186 条及び第 211 条は、抵当流れ、質流れの条項の無効を明確に定めている。

《民法典》は、他の国及び地域における立法の趨勢を参考にして、この点について調整を行っている。

《民法典》第 401 条は「抵当権者は、債務履行期限が到来する前に、債務者が期限到来債務を履行しない場合には抵当財産が債権者の所有に帰する旨を抵当権設定者と取り決めた場合には、法により抵当財産から優先的に弁済を受けることのみができる。」と定めている。また、《民法典》第 428 条は「質権者は、債務履行期限が到来する前に、債務者が期限到来債務を履行しない場合には質財産が債権者の所有に帰する旨を質権設定者と取り決めた場合には、法により質財産から優先的に弁済を受けることのみができる。」と定めている。